

## 平成29年度 第1回松島部会 会議録

- ・日 時 平成29年4月28日（金）午前10時から正午まで
- ・場 所 宮城県行政庁舎11階 第二会議室
- ・出席委員 入間田部会長、小林委員、平吹委員、松本委員
- ・出席職員 山田文化財保護課長ほか（別紙名簿のとおり）

### 1 開会 委嘱状交付（司会：文化財保護課 佐藤副参事兼課長補佐）

定刻となりましたので、文化財保護課の松島部会を始めさせていただきたいと思いますが、まず冒頭に、今回の審議会が初めてでございますので、委嘱状の交付を行いたいと思います。順番に、私どもの方からお席を回らせていただきますのでその場でお受け取りいただければと思います。

（※山田課長より、各委員に委嘱状が手渡された。）

開会に当たりまして、山田課長から御挨拶がございます。

### 2 挨拶（山田課長）

改めまして、おはようございます。開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。ただいま委嘱状の交付をさせていただきましたが、委員のみなさまには今年度も松島部会の委員をお引き受けいただき、改めまして御礼を申し上げます。また本日は、年度初めのお忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。おかげさまで松島部会発足5年目を迎えることとなりました。これまで主に震災復興事業に関わる多くの案件を御審議いただき参りましたが、適切な御意見、御指導をいただけたことにより、復興事業と特別名勝松島の景観保全の両立を図ることが出来てきているのではないかと考えております。さて、昨年度の現状変更ですが指定地内全域で、740件となりました。平成26、27年は約500件でございましたので、大幅な増加でございました。詳しくは後ほど御報告いたしますが、これは主に東松島市野蒜の高台移転事業を受ける住宅建設、これが本格化したこと、それから、これに併せて住宅地における電柱建設が進められたことによるもので、今年度以降は、次第に減少してくるのではないかと予測しております。従いまして、震災復興に係わる現状変更件数のピークは、昨年28年度となるのではと、今のところは考えているところでございます。

昨年度は、七ヶ浜町花淵浜における宿泊施設の案件では、大変長い時間をかけて御審議をいたさき、御苦勞をおかけしてしまいましたが、お陰様でなんとかよい方向に向けられたものと考えております。

今年度も松島水族館の跡地利用のように、大きな案件が生じることも予測されておりますので、委員の皆様方には引き続き、適切な御意見・御指導をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

私ども、事務局といたしましては、皆様全員に継続して委員をお引き受けいただいているところですので、非常に心強い思いでおるところでございます。

私からの御挨拶は以上とさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

(司会：佐藤副参事兼課長補佐)

引き続きまして、事務局の方から、新たに今回四月に異動しました職員を御紹介したいと思います。(※職員紹介)

続きまして、本日の会議の定足数でございますが、本日は、4名の委員に御出席いただいておりますので、文化財保護審議会条例第6条第2項の規定により、会議が有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

### 3 部会長・副部会長の選出

(司会：佐藤副参事兼課長補佐)

続いて、今回の任期中初めての会議でありますことから、始めに部会長および副部会長を選出していただければと思います。文化財保護審議会条例、第7条第5項の規定により、部会長及び副部会長は委員の互選により定めることとされております。委員の皆様から御推薦等がございましたらお話いただければと思います。

(松本委員)

互選ということで、部会長に入間田委員、それから副部会長に平吹委員にお願い出来ればと思いますがいかがでしょうか。

(賛成)

(司会：佐藤副参事兼課長補佐)

ただいま、部会長には入間田委員。副部会長には平吹委員という御推薦がございましたが、皆様いかがでしょうか。

それでは、部会長を入間田先生に、副部会長を平吹先生にお願いしたいと思います。

会議に先立ちまして、部会長、副部会長より一言ずつ御挨拶いただきたいと思います。

(入間田部会長)

おはようございます。先程の御挨拶の通り何も付け加えることはないんですけども、

ようやく震災から6年が経過し、この委員会のだいたいの方向性というか、やり方というのが決まってきた、しかし、やはりまだまだ先程のお話にもあったように、我々の方もうちよっと腕をあげたほうがいいのかなと思います。よろしく願いいたします。

(副部会長：平吹委員)

おはようございます。御推薦をいただき、身の引き締まる思いです。いつも先生方から専門家ならではの御意見をお聞きして、勉強させていただく立場にあると感じております。また、事務局の方々には私どもの意向をきちんと受け止めてご対応いただき、感謝申し上げます。どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

(司会：佐藤副参事兼課長補佐)

ありがとうございました。今年度からも引き続きよろしく願いいたします。

それではこれから議事に移ります。議長につきましては、文化財保護審議会条例第6条第1項の規定により、部会長がつとめることになっておりますので、入間田部会長よろしく願いいたします。

(入間田部会長)

それでは、早速審議に入りたいと思います。その前に、「公開・非公開」についての皆さんの御意見をいただきたいと思います。本日の議事内容については、「公開」ということにさせていただきますと思いますが、御意見いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、公開ということで、行いたいと思います。

早速、議事にまいりたいと思います。

#### 4 議事

##### (1) 報告

##### ①特別名勝の松島の現状変更について

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

それでは、報告1につきまして御報告いたします。①の特別名勝松島の現場変更についてでございますが、資料の1ページから5ページの一覧表を御覧ください。これは、前回部会(2月部会)の平成29年2月20日以降から4月27日までの現場変更の取り扱い件数となります。総数が65件となります。内訳は国への副申が29件、部会長決定が9件、事務局決裁が27件となります。これら65件のうちの半数を超える34件が期間変更届、期間延長に係わる案件となります。これら65件の中から国副申を中心に御報告

したいと思います。

報告番号9番。これは塩竈市浦戸寒沢の離岸堤の復旧工事となりますが、資料をめくっていただいて6ページを御覧ください。申請箇所が示してございます。これは昨年8月、大きな台風がありましたが、台風で壊れた、一部倒壊した離岸堤・消波ブロックを元の位置に再設置するというものでございますので、特に問題となる案件ではございませんでした。次の7ページから9ページに平面図、断面図それから裏の方に写真を示しております。9ページの写真を御覧いただければわかるかと思いますが、消波ブロックが乱れている様子が見えます。これを元に戻すという工事ということになります。

続いて、報告番号16番、資料が10ページからということになりますが、七ヶ浜町花湊浜の防潮堤復旧工事になります。場所は10ページを御覧いただくとわかりますように、昨年御審議いただいた花湊浜の宿泊施設のところになります。昨年現状を見ていただいておりますのでお分かりになるかと思いますが。既存の防潮堤の嵩上げ、それから、一部新設という場所があるのですが、これは海面保護地区とそれから陸側の2B地区ということになりますので、国と県の許可ということになります。県についての許可分が報告番号の30番となります。資料の11から13ページが、現況の写真に今工事予定を赤で加えたものになります。13ページが計画の断面図ということになります。

続いて、報告番号17番。資料14ページからになりますが、これは七ヶ浜町菖蒲田浜の沈下した既存の離岸堤、消波ブロックの嵩上げということになります。14ページに示しております。15ページが平面図になります。茶色の区域、これが申請箇所ということになります。おおよそ1～2メートル嵩上げするということです。17ページがその場所を示している現況の写真です。赤い部分の工事を進めたということですが。

報告番号31、資料は18ページからになります。松島町東浜の既存の防潮堤等復旧工事ということになります。松島の海岸部の防波堤・護岸、これらの嵩上げ復旧工事はだいぶ進んでおりますけれども、一部これからという区域がありまして、今回許可いたしましたのが、上の茶色い部分、右手の側の茶色い部分ということになります。裏の19ページに平面位置の写真、それから断面図を示しております。

この他、資料は添付しておりませんが、資料を戻っていただいて、報告番号37番。これは七ヶ浜町菖蒲田浜漁港の震災被害の防波堤を復旧するものです。それから報告番号39番。これは七ヶ浜町花湊浜の、これも昨年の台風10号で被災した護岸、防波堤の被覆石、それらを復旧するというものでございます。

少しとびまして、報告番号59番。これは松島町手樽の避難道路の整備ということですが。実は、平成25年に許可を受けて工事を進めていたのですが、工事期間について、許可された期間が28年3月31日までだったのですが、それを超過して、手続きもしないで進めていたと。ということで、文化庁からも改めて許可申請を提出しなさいと指示を受けまして、申請に至ったという案件でございます。なお、工事が延長された理由というのは、関係機関との調整、土地の問題かと思うのですが、あるいは、入札の不調というものが重

なって工事が遅れたということでした。

簡単ですが、前回の2月部会から昨日までの取扱い案件については以上ということになります。

(入間田部会長)

ありがとうございます。ちょっと質問。私から一言。これはいずれも、国の文化庁の案件ですね。

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

この一覧表は、県許可で出したものと、国への許可の副申をしたものです。

(入間田部会長)

今報告があったものは国が許可したの？

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

そうですね。国へ副申したものです。ただ一件、31番。これだけは入間田先生に御判断をいただいたというものです。あとは、国関係です。

(入間田部会長)

国関係は結構、日付を見ると、色々ばらばらなんですけれども。これは、例えば、3月10日であったり3月16日であったり、3月16日のほうが多いのかな。3月31日とか。これは、その都度、国の方に副申をする、その日付になっているの？

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

県教育委員会処理の欄の中で処分年月日となっている、この日付ということでしょうか。

国に対して副申をあげたという日付ですので、それで日付が色々となっております。

(入間田部会長)

なるほど。ある程度たまってから一括で文化庁にあげるというのではなくて、その都度決裁ということ？

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

県教育委員会の処理の欄の中で、許可にしているというのは、その許可した日付で、副申、国に対しての副申というのは、県から国にあげた日付ということになりますので。

(入間田部会長)

国の許可というのは、ある程度まとまってある？

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

だいたい3月にあげたものは、4月の第3週の金曜日に国の方で審議会がありますので、そこで許可をいただけるということです。

(入間田部会長)

わかりました。ほかに意見ございませんか。

(小林委員)

今日はまず海岸施設ですね。ほとんどが国への打診・副申ということになっていますが、景観的に考えると、今回の東日本大震災の後の復旧工事のなかで海岸施設というのは、景観的に非常に大きな影響を与えるものであるということはよくわかっているのですが、それをコントロールする手立てというものが、都市計画の中にも無く、また景観計画の中にも無い。そして、かつ、この文化財保護法の中でもあまり強くコントロールすることができなかったことについては、大きな課題として次の時代に伝えなければならない。もう一つ、景観に及ぼす影響ということで、確かにここで議論したことは色々あるのですが、やはり現地を歩いてみまして、改善の余地は無かったかどうかということを考えるべきで、この会議の中でも例えば、生態系に対する配慮であるとか、色彩に対する配慮であるとかは指摘したのですが、現地を歩いて見ると、表面仕上げの問題がある。非常に大きな面が、平坦に作られている。光沢がある。遠くから見ると非常に目立っている。自然とのなじみが悪い、という問題がある。そして将来的に考えると、この名勝松島の特徴といいますのがやはり自然をベースにした風致、自然や歴史をベースにした風致ですから、むしろ自然をいかにして取り戻していくのか、自然型にしていくのかという大きな課題があるんですね。そうしたときに、防潮堤の工法に関しては今後の研究課題として是非考えておくべきではなかろうか、と思います。もう一つは、表面仕上げの問題とともに、この図にも出てきましたように、昔の防潮堤というのは海岸線に沿ってアールがきれいに出ていた。良い曲線を出している。ところが最近のはパーツが大型化したせいでもあります、直線でもってガクガクと折れ曲がったような線をつくり出しているんですね。これですますもって「人工物」という印象を強くしてしまっている。これだけ考えますと、将来的には、今すぐどうのこうのという問題ではないのですが、こういういかに自然風致の大事な場所で、自然風景になじむ防潮堤をデザインしていくのかというのが、大きな課題、研究課題となると考えております。

(入間田部長)

はい、どうもありがとうございます。要するに一番は景観ということで、直接は国の権限で我々にはどうもこうもないんですけれども、国の審議会の中で今のような意見の中で、どういう議論があったのかというのが聞こえてきてますか。

(山田課長)

それはお伺いする機会はありませんでしたね。小林先生のおっしゃっていた意見は本当にありがたい貴重なお考えだと思ひまして、実はその震災復興の最初の計画が出来た時に、文化庁からもこれを機会に良いものをつくっていきたくと、私たちもちろん同じ考えでおったわけなのですが、それで、おっしゃるようにブロックであっても、間にちょっと土が溜まって植物が生えるような、そういうものを工夫してほしいということを申し上げたのですが、今回の震災復旧に対しては、基本、元のものに戻すのが復旧事業であるというのでお金をくれる、ということで、県の部局にも盛んに話をしたのですが、これを違うデザインにしよう、違う工法にしようとする、県が金を持たなければならない。国からお金が出なくなるみたいな大きな話がありまして、なかなかうまくいかなかったんですが、こうやって、おっしゃる通り今後、長いスパンになるかと思いますが改修する機会が必ず来るとお思いますので、その時に備えてどういったものがふさわしいのか、あるいはどこかでつくってきたものを組み立てるとお思いますので、どのような工法が世の中にあるのか、というようなことを調べていく必要があると思っております。

(入間田部会長)

国の審議会での、その審議入りの模様についての議事録みたいなものはあるの？

(山田課長)

いえ、本学会までは議事録はでないですね。

(入間田部会長)

そこでの議論の主な中身みたいなものは、具体的に、例えばこういう問題についてどのような議論がありましたかというようなものはお伺いを立てないとなかなか聞こえてこない？

(山田課長)

そうですね。それは、公的にはどうかはわかりませんが、担当の調査官は、よく来ていただいている方で、近々にもいらっしゃったので、また機会を見つけてどんな議論があるかと伺ってみたいと思ひます。

(入間田部会長)

その辺を含めて、よろしく申し上げます。

(山田課長)

蛇足で申し訳ないのですが、私ちょうどその時に、震災の時に担当していたのですが、もともとベタ打ちの、それはもうベタ打ちでしか絶対出来ないと言われたんですが。その後いくつか見ますと、ブロック造りに変わって来ているところもあって。あの時の話は何だったのかと少し思ったりもしているんですが、良からぬ方向と逆の方に動いていましたので、それはそれでよかったと思っています。

(入間田部会長)

よく、松島では高さの問題で、市民団体と宮城県の団体とありますね。  
景観のことから言っても国でどういう議論になっているのかを確認しておいた方がいいかもしれないね。  
他には何かありますか。

(平吹委員)

蒸し返すようで申し訳ないのですが、我々も自然環境を保全する立場から、防潮堤について要望を申し上げてきました。私からお話しするのは失礼かもしれませんが、当初は聞く耳を持っていただけない感じだったのですが、次第に変わり、少しずつ配慮をいただいております。ほんの少しかもしれませんがまだ手つかずで残っている海岸もございませぬので、松島湾については是非とも御提案いただいて、少しでも多くの好事例を作っていただければと思います。

(入間田部会長)

ありがとうございました。よろしく申し上げます。

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

すみません、資料を1点だけ、訂正をさせていただきたいのですが、1ページ目の報告番号1番 県教育委員会の処理の年月日が平成28年となっていました、平成29年の誤りでございました。訂正をお願いします。

(入間田部会長)

はい、よろしいですか。

では続けて、②平成28年度特別名勝松島の現状変更許可状況について

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)



はい、それでは②の平成28年度特別名勝松島の現状変更許可状況について御報告をいたします。

20ページを御覧ください。昨年度許可をいたしました、案件の総数は、一昨年よりだいぶ増加いたしました、740件となります。内訳は、文化庁許可が87件。宮城県許可が268件。東松島市許可348件。塩竈市許可37件となっております。

県許可につきましては、部会審議が1件、これは七ヶ浜町の宿泊施設でございます。部会長決定が87件、事務局決裁が180件となります。

下の表ですが、これは2市3町の事業別内訳、それから地区区分別内訳になります。総件数は先程も言いましたように、740件ですが、これは平成26年度・27年度と比べると140件ほど増加ということになります。それぞれの市町で増加している訳ですが、とりわけ①の住宅関係、これは100件以上増えております。④の電柱・看板等が昨年度よりも増加しております。住宅関係が大幅に増えているというのは、小林先生、松本先生は御存じかと思いますが、東松島市の野蒜の高台移転地区、個人住宅建設が進んでいるということで、ピークは過ぎたということですので、今年度は少なくなるだろうと思います。昨年度の現状変更についての報告は以上でございます。

(入間田部会長)

はい、ありがとうございました。この中で、昨年問題になった宿泊施設は、⑨番に入るわけね。

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

いえ、公共ではないので、店舗・事務所ですね。たしか店舗・事務所にカウントしたかと思えます。

(入間田部会長)

東松島市の、我々直接関係ないんですけども、公共建築物が66件とべらぼうに多いですが、東松島市の公共建築物とかは、例えば公民館とか入ってくるの？

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

そうですね、高台移転に伴って、災害公営住宅とかそういうのも入ってくるのだろうと思います。他に公民館ですとか。

(入間田部会長)

住宅でも、個人住宅とは違うから。そういうジャンルなのね。  
ほかに、この表について何か御質問よろしいですか。

ありがとうございました。それでは、報告の1は以上にして、それでは報告事項2ということで、①瑞巖寺境内公衆トイレ建替についての報告を。

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

はい、それでは瑞巖寺の公衆トイレ建替について御報告します。前回部会で小林先生から御指摘がございましたので、今日は改めて資料を付けて簡単に御報告したいと思います。

21ページを御覧ください。これは、瑞巖寺の総門をくぐって左側に、この写真に示しましたように、瓦葺の公衆トイレがございましたが、昭和56年に建設されて、当時から30数年経過して、だいぶ老朽化したということで、今回建替となったものでございます。これは、町事業ですが、昨年の平成28年10月27日付で申請がありまして、12月9日付で国許可となったものでございます。

次の22ページに既存トイレと、建替を計画しているトイレの比較がございまして。同位置での建て替えとなりますけれども、写真が既存トイレ、下のほうの側面図これが建て替えトイレの図ということになります。ほぼ、同じような仕様での建て替えということですが、建築面積が既存のものは24.21㎡ですけども、新設のものが35.42㎡と、10㎡ほど増えているんですけども、これは、車椅子等でのバリアフリー、車椅子での利用に配慮して、多目的トイレを設置したということで、若干面積が増えたということですが、ちょっと小さくて見にくいですが、次の23ページがその平面図ということになります。なお、トイレ工事につきましては、既に着工されておりまして、年度中には完成予定ということでございます。公衆トイレについては以上になります。

(入間田部会長)

瑞巖寺内だけれども、設置主体は違うの？

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

はい、町です。

(入間田部会長)

これは、文化庁から建てて良いと許可が下りたの？

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

はい。

(入間田部会長)

これは、瑞巖寺の門を入ってすぐの左側の、これで見ると、ちょっとずれてるみたいだけど、赤枠の。

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

ちょっと、ずれてしまっているかもしれないですが、おおよその位置ということになります。入ってすぐ隣です。

(入間田部会長)

見ないから関係無いけど、この、ちょっと赤茶けたのが。

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

はい、それが前に、震災直後に伐採したエリアです。その後に伐採した所はまだ杉が植わっております。

(入間田部会長)

ちょっと、その手前の左側の、小林さんは何度もおいでいただいているから、これについて何か御意見は。

(小林委員)

建物自体は、従来の形式を踏襲しておられる。ちなみに、これは木造平屋なんですよ。ただ、1点伺っておきたいのは、つまりできたらやって欲しいことは、瑞巖寺さん、そのまわりの修景をちゃんとやっておられるかどうか。建物を改修させるのはいいんですけども、むしろ問題は、その周りとかちゃんとうまく調和しているかが問題で、この写真を見ると、既存の隣がブロック塀であって、手前が暗い。こういう所の雰囲気良くなると、トイレを改修しただけではなくて、アプローチ空間全体がよくなるだろう。そのためには例えば周りの路面をどのような舗装にするのかとか、周りに砂利を敷くかしかないか、ちょっとした生け垣を設けるとか、周りの扱いと境内の空間とのかかわりを考えることが大事だと思います。そういうのがわかる図面か写真か何かあると。

(入間田部会長)

ついでに、私からも、この建物のこう、全部これは塀なの？

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

これは、塀ではないです。塀ではなくて、瓦屋根の軒先を表現している。瓦見切りとなっております。

(入間田部会長)

周りからすっかり丸見えになるわけね。生け垣とか植栽とか全然配慮しないの？

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

あくまでもトイレの改修だけで、周りに今でも木はあるんですが、それについては手を加える計画はなっていないですね。

(入間田部会長)

今のこの写真だとよくわからないんですけども、少し気持ち、なんか若干木があるように見えるんですね。その周りの、もう少し修景が必要かどうかということなので。何本か木を植えるとか、その場合現状もいくつかの方向から見た写真があるとか、そういうことは聞いてないの。

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

はい、あくまでもトイレということで、たぶん境内地は瑞巖寺さんなんですが、トイレについては、町の方で改修されるということで、トイレの部分についての工事。周りの修景という形になると、あと瑞巖寺さんがどうお考えになるかという形になってくるんですが、以前色々御議論いただいた、杉を伐採したエリアについてはあのような整備計画と言うことになると、でこの部分についてはまだ。

(入間田部会長)

見に行って写真を撮りにいったりしてない？

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

この間、4月に見に行って来ました。その時はすでに基礎工事とかに入っていたという状況でした。

(入間田部会長)

周りのその植栽の見え方については特に違和感無かった？

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

どうだったか。低い木とか、杉もほとんどこちら側に無かったです。

(小林委員)

確かに事業としては、これは建築の事業ですので、これ以上手をつけるものではないと思うんです。しかしこれだけだと大事なところがわからない訳です。ですから、必要なものは何かというと、この図面に、少なくとも既存のものは描いて欲しい。例えばブロック塀とか、この既存木は残すとか、というのは描いて欲しい。当然、表の参道からここにア

アプローチするわけですから、その線は事業外であっても、ちゃんといれて、正門から、メインの参道があって、そこから何メートル入ってくるだとか、周辺情報をいれていただく。その上で残すものは残す、逆に計画として、瑞巖寺さんが何か植える計画になっているのであればそれも入れてほしい。計画や既存のものとの関係などがそれでわかるわけです。それでこの次の課題もわかります。

(入間田部会長)

図面が足りないの。今までこの手のものを議論するときには、建物本体の他に周りにどのような植栽があるとか、全体のスペースの中でどこにどうするというのが、必ずあったでしょう。それがこれにはないから、こういうところで議論する場合、だいたいそのような図面があったでしょう。こっちから見て見えないと、OK出したりしていたから。その議論が無いのね。図面があれば、2つ3つでいいので、我々が議論してOK出すかどうかは、問題は無いんだけど、結果議論するので、その手のものをそろえてほしい。

(小林委員)

だからと言って、我々がすぐそれを実現しろとは言いませんから、事業はこれであくまで進めていただいて。しかし課題としてあるということだけは知っておいてほしい。

(入間田部会長)

国の方でも、議論するとき、そこらあたりを議論しているのかどうかということはあるんだけど。我々の権限の及ぶ範囲では無いけれども、やはりその周りの修景がどうなっているのか、次回にまでわかれば知りたい。

他にないですか。では次、②七ヶ浜町の宿泊施設等の建設について。

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

資料は24ページになります。七ヶ浜町：宿泊施設等建設について。この案件は昨年度も御審議いただきましたが、昨年11月7日付けで許可をしております。当初は昨年12月に着工して今年の6月か7月頃には完成という予定だったんですけども、前回部会でもお話しましたように、道路があったところの用途変更ですとか、あるいは建築確認等の手続きに時間を要しまして、今年の4月に入ってからようやく工事着手になったということでもあります。ちょっと見にくいですが、右上の写真が今年の4月12日に撮影したもので、まだ更地の状態ということでした。これからの予定ですが、もう始まっていますが、4月17日に地鎮祭を行って工事を着手、今年の秋10月下旬頃には、完成予定ということです。なお、許可を受けた現状変更期間が平成29年6月30日となっておりますので、6月中には期間変更届けを提出するようにと、伝えております。また部分的な計画変更等を予定する場合には速やかに、事前に相談をするようにと伝えております。宿泊施設

については以上でございます。

(入間田部会長)

なんか、下の方に、北側の立面図と南側の立面図があって、木が一本だけ真ん中の所にあるとなっているけど、とりあえず描いてあるのね。実際は、先程の議論で言えば、周りに木を植えるのね。

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

周りに植栽をされるかと。これは、前の部会でお示した図の中の一部を転写しているものでございます。

(入間田部会長)

そうなると東側立面図にも木が見えるはずだね。西側から見えないけど。まあ、余計な事ですけど。ということで皆さんに議論いただいて、実際に周りの今の状況とかは、まとめてどうなっているのかをですね。

では次、③松島水族館跡地利用について。

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

資料は最後の25ページ・26ページになります。③松島水族館跡地利用について御報告いたします。前回の部会も含めましてこれまでに何度かお話をさせていただいておりますが、跡地を利用した企画提案の募集が始まりました。その概要について、今日は御報告をいたします。この、企画提案の募集は、水族館跡地を管理しております県の観光課が進めておりまして、この資料は観光課のホームページに既に掲載されておりますが、公募概要、募集要項の概要版ということです。これらの公募に当たりましては、事前に関係機関、あるいは有識者による懇談会というものが設置・開催されまして、そこでの議論を踏まえてこの要項がまとめられたということです。また、この懇談会には、前にもお話しておりますけれども、当課もオブザーバーとして参加しておりまして、観光課の方には、当課からの特別名勝松島に関しての申し入れ等を行っておりますので、それが反映された内容も含まれておると言うことです。

1の募集の内容。(1)実施場所ですが、現在、施設は撤去されておりまして、現在は更地になっております。面積が6500㎡程、用途は公園用地。このエリアに係る法令等は下の表のようになります。一番上に文化財保護法がありますけれども、「保存管理計画の建築物の現状変更の取扱い指針」という形で記載されております。この土地は県有地ということになりますので、使用料を取るということだそうです。(3)応募条件等。これが一番大事なところになるわけですが、ア 新たな施設等の整備にあたっての条件としまして、①から⑥まであげられておりますけれども、①の所では、松島の玄関口にふさわしい、松島

の景観と歴史に配慮した観光的施設を目指すこととなっております。また裏の④、ここでは「特別名勝松島保存管理計画」および「松島景観計画」に沿った施設のデザインとするとともに、といった文言が加えられておまして、特別名勝松島の風致景観に配慮したデザイン等にする事を条件としていれております。それから、イ その他の所ですが、出来る限り平成29年度内に着手するようにつとめること、ただし、事務手続きの不備等の遅れなど生じたために、事業着手の大幅な遅れが想定された場合には、事前に協議を行うこと、とされておりますので、今年度の着手が難しいといった場合には来年度の着手もあるということになっています。

それから、2の県の支援ですが、施設の建設当初において必要な経費（設計及び建設費等）に対して2億円を上限に補助するというところでございます。

3のスケジュールですが、この企画提案公募は、既に3月29日から開始されておまして、6月5日に締め切り、6月上旬には事業候補者選考委員会を開催、6月下旬に事業候補者が決定と言うスケジュールになっているということです。従いまして、6月下旬にはどのような施設が計画されるということがわかりますので、早めに観光課の方から情報をいただいて、まずは事務局等で、調整をするとともに、その後部会において御審議をいただきたいと考えております。今のところ8月部会において、協議事項としてあげさせていただいて、その後、現地視察等も含めまして、何度か御審議いただくことになるかと考えております。松島水族館跡地につきましては以上になります。

（入間田部会長）

ありがとうございました。文化財保護ということを書いて、このように文化財保護法を挙げていただいて、それからさらに、保護条件も①④⑤はしっかりと盛り込んでいただいて、事務方は頑張ってくださいどうもありがとうございました。ただ、最後の方の大変頼もしいお話なんですけれども、案が出たところで、我々の所でそれについて実際に、①④⑤とか、あるいは文化財保護法に沿った中身かどうかって事を議論する機会なんだけれども、スケジュールを見ると企画提案の提出が6月5日なんでしょう。それで6月上旬には候補者を決めて、下旬には、企業候補者の決定と言うような、6月のごく短い時間の中で議論をする訳で、我々の委員会が間にはさまるような格好で、そういうスケジュールというのがわからない。

（事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐）

あくまでも、6月下旬に事業候補者決定。公募、どんなものが決定されたかを一般に公表されますので、それを踏まえた上で、その後ということになります。

（入間田部会長）

その頃には、既にだいたいの案が出てきて、本部みたいなものでこれがいいとなったら

ば、我々あまり…。

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

そこは、選考委員会が先程の応募条件とかに沿うのも、それについて評価したうえで、一番評価が高かったものが採用されるということになるかと思っておりますので、我々の今の立場では、その後と言うことになります。

(入間田部会長)

本当は、選考委員会が選考する前に見せてもらうのが一番。少なくともこういう条件に合っているのかを議論するのは、出来ないのね。

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

はい、一応こういう応募条件の中に、特別名勝松島に関しての景観配慮をきちんとしてくださいと言うことで入れていますので、選考委員会の中でも、当然この条件に沿うものかどうかを評価されると思っておりますので、そこは、もうそちらにお任せするしかないのかと思います。

(入間田部会長)

選考委員会の方に、文化財部局の方から、オブザーバーみたいなことは出来るの？

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

それはちょっと。ただし懇話会の先生方が、おそらく選考委員会なるだろうという話を聞いておりますので。

(入間田部会長)

選考委員が開かれる前に、事務方同士のある程度の話し合いみたいのはないの？それは難しいの？

(山田課長)

ここでは施設の概要についてプロポーザルされる訳なんですが、それはもちろん実施設計とかという詳しい段階ではありえないと思っておりますので、大雑把なデザインとか、大雑把な配置とかが示された上で、具体的なデザインがどうのこうのというところは、業者が決まってからでも出来るものだろうと我々は思っているのですが。

(入間田部会長)

そもそも、3月の末に募集開始して、6月5日までとは大変だよ。それはこちらが心



配することではないけどね。全体的にペースが少し速いような気がするのね。

(小林委員)

コンペといっても、多種のコンペがあるんですね。これはプロポーザルコンペなんですね。提出物は何ですかね。審査対象になるものは。

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

これは、公開されているんですが、企画提案書の構成。組織の概要を示しなさいというもの。それから、事業計画の要約、1～2ページ程度で要約して出しなさいというもの。それから、応募条件等についての考え方、先程の、①から⑥がありましたけれどもそれについての理解度がどうかどうか沿ったものであるかを見るために、それについての考え方も書いて示しなさいと。それから、施設等の配置計画。これが大事になるかと思いますが、これについては、設置施設等の概要。構造、建築面積、延べ床面積、収容人数等を示しなさい、設置する施設の名称、施設の特徴、特性、施設の機能等についても示しなさいというもの。それから、整備計画、施設の設置に係わる事業費ですとか、資金調達とかそういう所までです。それから事業の展開。それを作った後での事業展開についてどんな風に行っていくのか、そのための体制はどうするのかとか。これについてはまた後で。

(小林委員)

これについて意外と重要なのは項目ではなくて、何を何ページ出しなさいとか、A4なのかA1なのかといった図面のサイズなどが問題なんですよ。何を審査するのが問題なのです。

先程は、要約としてA4を1、2ページですか。そうすると大体内容が決まるんです。

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

ページ数等ということですが、A4版片面印刷で表紙と目次を除き25ページ以内。カラー印刷も可という形です。

(小林委員)

図面は？

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

この中に含んだ形だと思います。

(小林委員)

細かい設計ではなくて考え方、どういうのを作るのか。勿論、中に設計図を入れ込みま

すけれど、やはりプロポーザルの趣旨通りだと思います。後で十分議論する余地があるか  
と思います。

(入間田部会長)

そうすると、このスケジュールですれば、事業候補者が決まった後、その基本的な考え  
方に基づいて、地元との擦り合わせ、調整とかもやるんでしょうね。説明会とか。あるい  
は、その商店街とか観光協会とかとも。

(山田課長)

もう、それはなさっておられます。

(入間田部会長)

それは、こういうこと決める前にやっているの？

(山田課長)

そうです。こんな考え方でこのようなものを作ろうということを、プロポーザルにかけ  
て業者を選んでいきますという形で、松島町の中で、1回だけではないですね。

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

2回か3回はやっています。

(入間田部会長)

では、決まった後はもう無いの？

(事務局：山田課長)

それはわかりません。

(平吹委員)

以前にもお話させていただいたのですが、皆さんと一緒に現地を視察した時に、小山に  
沿って洞窟を伴う回廊通路があったり、頂上には神社があったりして、その上、入間田先  
生から「かつては雄島と町内中心部、つまりあの世と現世を結ぶ小道だった」というお話  
をお聞きして、私は「ここは非常におもしろい場所だ」と思いました。こうした歴史的、  
文化的な視点からこの場所の価値とか、あるいは再開発にあたって気をつけて欲しいよう  
な事項を、こちらから少し示すことが重要ではないかと思います。プロポーザルをつくる  
前に、事業者はこうした歴史的・文化的な価値をどの程度認知しているのでしょうか。ち  
よっとわがままな言い方になりますが、文化財保護と利活用法の視点から、少し積極的に

関与してもよいと感じます。

(入間田部会長)

今の、両方ずっと入り江みたいになっている、それが、波打浜という浜なんですけれども、そこを埋め立てて、水族館辺りがね。だからそれを前提にするとそもそもが問題なんですけれども、結果からいうと、あそこにも白い砂浜があって、浜づたいに雄島の方に回って来る道があって。一部は、砂浜が無いところは、出っ張った岩の所は洞窟でね、本来抜けるようになった訳です。ですから、反対側の洞窟ではお堂が建っていて、我々も登りましたけれども、そういう関係の場所だったという。現実にも両方に高い山があって、その間にあるんですね。そこら辺りを、認識をどうやって持ってもらうか。

(小林委員)

これは、前回に意見として言ったような気がするんですが、今になって補足的に加えるのは難しいのかなという気はするんですが、事務局側に十分理解していただけなかったような気がします。それは、もしトランプ流の政治を考えるとしたら、今、話に出たことはですね、すぐにでもブログに載せるべきだと思うのです。というのは、文化財部局といいますか、この委員会は、何に関心を持っているかということ意志として示す必要があるのです。建物を取り払って見ると、背後に洞窟があって、大変大事なものであるとか、今、入間田先生がおっしゃったように、昔はこういう地形ではなく、浜であったことであるとか。それから、昔懐かしい風景は、この松島パークホテルのつくる風景などがあって、そこに松島としての魅力を感じられるとか。別に、そうしろと言っている訳ではないんですよ。そういう価値観を持っているということは、早めに各設計者にそれを見ればわかるという状態しておくべきだと思います。今となって、5月になって、6月頃に提出のものに対して、これを掲げたら、おそらく設計者はパニックになると思うんです。少し微妙な所です。

(入間田部会長)

せめて、その、波打浜の原風景がどういうものだったかということについて設計者にイメージくらい持ってもらいたい気はするのね。

(小林委員)

この委員会で言うとした時の難しさは、例えば既存の状態に特化したコメントを出すとしても、前回発議しても、次に調査を入れてここでもう一度合意して、出さなければならぬ。少なくとも、2ヶ月、2ヶ月で4ヶ月もかかってしまうんです。この点でも確かに、無理があるんだろうと理解します。

(山田課長)

今、お話いただいたように、瑞巖寺から雄島に繋がる原風景という、あの場所の価値の一つであるというのは、口頭ではありましたが、私達の方から観光課にお話は差し上げております。

また、考えようによっては、かつてあそこに、松島パークホテルでしたか、そういったものがつくられていたこともあって、それが一回あそこの景観をつくったことも事実ですので、そういうこともあって、考え方の選択肢の一つになるのではないかというのも、私方から観光課の方に話はしました。ただ、そのような考え方をこの観光課が出す企画提案の募集の中身に含めていただく所まではしていただけなかったということです。良心的な業者というか、松島保存管理計画に書いてある、「松島の景観と歴史に配慮した環境的拠点」と、この、「歴史に配慮したと」とは具体的にとはどういうことかというような質問でもあれば、しっかりとお答えできるかと思いますが、今のところは、なんの音沙汰もないので、それぞれが勝手に考えるような形になろうかと思いますが、その所を業者が決まってから、「実は」というような感じで後手に回ってしまいますけれども、平吹先生がおっしゃったみたいに、こちらの方として、あそこの場所で景観と歴史に配慮するというのは、このような考え方があるのではないかというのは、お話出来るようにしなければならないと思っていますし、それはさすがに文書にはしておりませんが、私たちは持っているつもりでおります。

(入間田部会長)

この委員会で、ちゃんとやろうと思ったら、この委員会でちゃんと調査しなければならないんですが、それは、逆にこの委員会としてもなかなか大変なことになるかもしれないんですけども、私個人とかで、簡単な略図みたいなものは、今でも差し上げられるわけです。私も頑張れば、ほんの2、3日あれば。その手の図面一つでもいいから、こういう考え方があるんだよと。やっぱり、こちら側の洞窟とか、反対側の洞窟とかね。ああいうものをきちんと配慮された格好でね。簡単な略図があるのとないのでは違うと思うのね。昔の砂浜を復元するとなると、計画そのものが成り立たないので、無茶なんですけれども、周辺の植栽というのがありましたが、既存のそれとのバランスをとって、簡単な略図があるかないかで随分違うと思います。これから委員会でも必要になると思うので、ということで、こういう図面を持ってもらおう。そして、6月以降にはなるんだろうけど、スケジュールを変えられないんだとすれば、そのあと、やはり決まった業者と担当者と一緒に現場を回ったり、現場で話をしてもいいですね。

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

6月以降に、現地の方も廻りながら、そして計画と照らし合わせながら議論していただくというのも必要だと思いますので、それは考えたいと思っております。

(小林委員)

先程述べたことを繰り返しますけれども、作っていただけるものとか、現地に行って写真を撮れるものであるとかは揃えておいて、この会議でも時々、揃えたものを出していただくと、どんなものが価値のあるものなのか、昔の写真であるとか、昔のデザインであるとかを共有出来るんですね。外に出す、出さないは別にしても。入間田先生がおっしゃった、向こうに直接出せるかという問題になると、向こうから質問が出ないと出せない。質問があればそういう機会をとらえて出せる。将来的には、委員会の価値観、我々はどういう考えを持って、この場所は大事に思っているんだと言える方が望ましく、短いサイクルで議論して載せられるような方向でいるほうが、生産的と思うのです。業者とか決定者は早めに情報を入れられるので、それを基に発想できますので。今回お願いしたいのは、そういうデータを手元になるべく早く揃えて、共有したいということと、事業者が決定したら、なるべく早い段階で共に現地に行くとか、何らかの形で最初のコミュニケーションをとる機会を得られればということです。

(入間田部会長)

実際に、業者の方と一緒に現場で少しお話をしたい。

(山田課長)

はい。観光課には、既に申し出ています。なるべく早めにコンタクトを取ってくれと。

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

こちらにも、情報をいただくような事でのお願いはしております。大体どういう審議が必要だとか、ということも、一応説明もしておりますので。観光課とは、昨年の七ヶ浜町の宿泊施設の件でやり取りがあったため、色々話はしていますので、同じ部局ですのでどんな議論がなされるかは、ある程度理解していただいているかなと。

(入間田部会長)

今回申し込んでいたのも成果なんですけれども、事前にとにかく、コミュニケーションをとっていただいて、良好な関係の中で相互理解が成立しますので。出てきたものについていきなりドーンという格好が最悪の進行なのね。そうはならないように、やっぱり節目節目でこっちの考え方を伝える、向こうに話しを聞くとすることで、建設的な解決策を見いだせればと。一つよろしくをお願いします。

他にこの件について何かありますか。では、そういうことで進めてください。報告が以上でして、(2)その他について。

(事務局：松野)

平成29年度の松島部会開催予定について御説明いたします。開催予定は次第の(2)に掲載の通りです。基本的には偶数月の第三金曜日の開催としておりますが、また追って個別に調整させていただいて日にちを決定することにしたいと思っております。また、今年度の巡検の日程についても個別に調整したいと思います。場所は現時点では未定ですが、9月頃を予定しております。よろしくお願いいたします。以上でございます。

(松本委員)

8月18日は、学内の授業があつて、6月16日は午後の方がいい。10月ですと、20日は難しい。2学期の授業が入っていて、私ども授業のコントロール出来ないのです。6月16日は午後の方が希望なんですけれども。

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

今の時点では、日程は難しかと思いますが、5月の後半辺りに改めまして先生方に御連絡させていただいて調整を図ればと思いますが。

(入間田部会長)

委員会は、基本的には原則的にこうだと。二人とか三人とか御都合の悪い場合には、なるべく柔軟な形で。

(松本委員)

火曜日の日中だと比較的あいている。週によっては月曜日の午後ですね。去年は、金曜日が難しくて、御迷惑をおかけしました。

(議長：入間田委員長)

御配慮いただいてその都度ということで。

これで予定された審議は以上になりますが、何も無ければ文化財保護審議会を一切終了いたします。

(事務局：佐藤総括)

これをもちまして、平成29年度宮城県文化財保護審議会松島部会を終了させていただきます。大変ありがとうございました。